

盛岡広域振興局長告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年4月24日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

理事

角 館 民 男 八幡平市石名坂下夕16番地6